

判決年月日	平成28年6月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(ネ)10017号		
○ 発明の名称を「Web-POS方式」とする特許権の侵害に係る損害賠償請求につき、被控訴人の用いる方法が同特許に係る発明の文言侵害にも均等侵害にも当たらず、その技術的範囲に属するということができないとした事例。			

(関連条文) 特許法70条

(関連する権利番号等) 特許第5097246号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、被控訴人がインターネット上で運営する電子商取引サイトを管理するために使用している制御方法が、本件特許権を侵害すると主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求める事案である。

2 原判決（東京地方裁判所平成26年(ワ)第34145号・平成28年1月14日判決）は、被控訴人の用いる本件ECサイトの制御方法は本件発明の構成要件を充足せず、その技術的範囲に属するものではないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

3 本判決は、本件ECサイトの制御方法は、本件発明の構成要件を充足しないと判断するとともに、均等の第2、5要件も充足しないから、同方法が本件発明と均等なものとしてその技術的範囲に属するということができないと判断した。均等の第5要件についての判断は、以下のとおりである。

控訴人は、本件発明は、引用文献1に記載された発明に基づいて容易に発明をすることができたものであるから特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとの拒絶理由通知に対して、本件意見書を提出したものである。

そして、控訴人は、本件意見書において、引用文献1に記載された発明における注文情報には商品識別情報が含まれていないという点との相違を明らかにするために、本件発明の「注文情報」は、商品識別情報等を含んだ商品ごとの情報である旨繰り返し説明したものである。

そうすると、控訴人は、ユーザが所望する商品の注文のための表示制御過程に関する具体的な構成において、Web-POSサーバ・システムが取得する情報に、商品基礎情報を含めない構成については、本件発明の技術的範囲に属しないことを承認したもの、又は外形的にそのように解されるような行動をとったものと評価することができる。

そして、本件ECサイトの制御方法において、管理運営システムにあるサーバが取得する情報には商品基礎情報は含まれていないから、同制御方法は、本件発明の特許出願手続において、特許請求の範囲から意識的に除外されたものということができる。

したがって、均等の第5要件の充足は、これを認めることができない。